

環境経営レポート

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日



目 次

環境経営方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
組織の概要・対象範囲	・ ・ ・ ・ ・ 2
実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 3
環境経営目標	・ ・ ・ ・ ・ 4
環境経営計画	・ ・ ・ ・ ・ 5
環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容	・ ・ ・ ・ ・ 6
環境活動の取組状況（写真）	・ ・ ・ ・ ・ 8
環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、 訴訟等の有無	・ ・ ・ ・ ・ 9
代表者による全体評価と見直しの結果	・ ・ ・ ・ ・ 10

※レポートの対象期間及び発行日（レポート表紙に記載）

環境経営方針

＝ 環 境 經 営 方 針 ＝

【基本理念】

当社は、総合建設業という自らの事業活動が環境に及ぼす影響を認識し、継続的な環境負荷の低減と環境保全に努めることにより、次世代、更には後世へより良い地球環境を継承するために寄与する。

【活動方針】

1. 環境負荷低減のため、次の事項を重点に取り組む。
 - (1) 二酸化炭素排出量の削減に努める。
 - (2) 廃棄物の分別管理を推進し、排出量の抑制に努める。
 - (3) 排水量の削減に努める。
 - (4) スマートハウス等の提案・販売・促進に取り組む。
2. 関連する環境関連法規等を遵守する。
3. 環境目標を設定し、その達成と継続的改善に努める。
4. 環境方針を全社員に周知し、全員参加の活動を推進する。

制定日 平成22年 4月 1日

改訂日 令和 2年 4月 1日

株式会社 新津組
代表取締役社長 新津 悟

株式会社 新津組

事業の概要

1) 会社名 株式会社 新津組

2) 代表者名 代表取締役社長 新津 悟

3) 所在地

本 社	長野県南佐久郡小海町大字小海4399-1 TEL 0267-92-2323 FAX 0267-92-2290
軽井沢支社	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323-477
佐久支店(住宅事業部)	長野県佐久市岩村田4473-1
資 材 部	長野県南佐久郡小海町大字小海3830-14
山梨事務所(無人の為対象外)	山梨県北杜市高根町清里3545-1459
東御営業所(無人の為対象外)	長野県東御市田中字城ノ前842-2泉ビル102号室

4) 環境管理責任者名及び連絡先

責任者 : 総務部長 宮崎隆史
連絡先 : 住所・TEL・FAX本社と同じ
E-mail : miyazaki@niitsu-gumi.co.jp

5) 事業内容

総合建設業
建築物の設計、工事監理及び施工
土木構造物の設計、工事監理及び施工
不動産売買

許認可

特定建設業	長野県知事許可(特-4)第24440号
一級建築士事務所	長野県知事登録佐久N第84241号
一級建築士事務所	長野県知事登録佐久E第87151号
宅地建物取引業許可	長野県知事(11)第2454号
エコアクション21取得	平成23年8月23日認証登録
長野県SDGs登録	令和 2年10月登録

6) 事業の規模

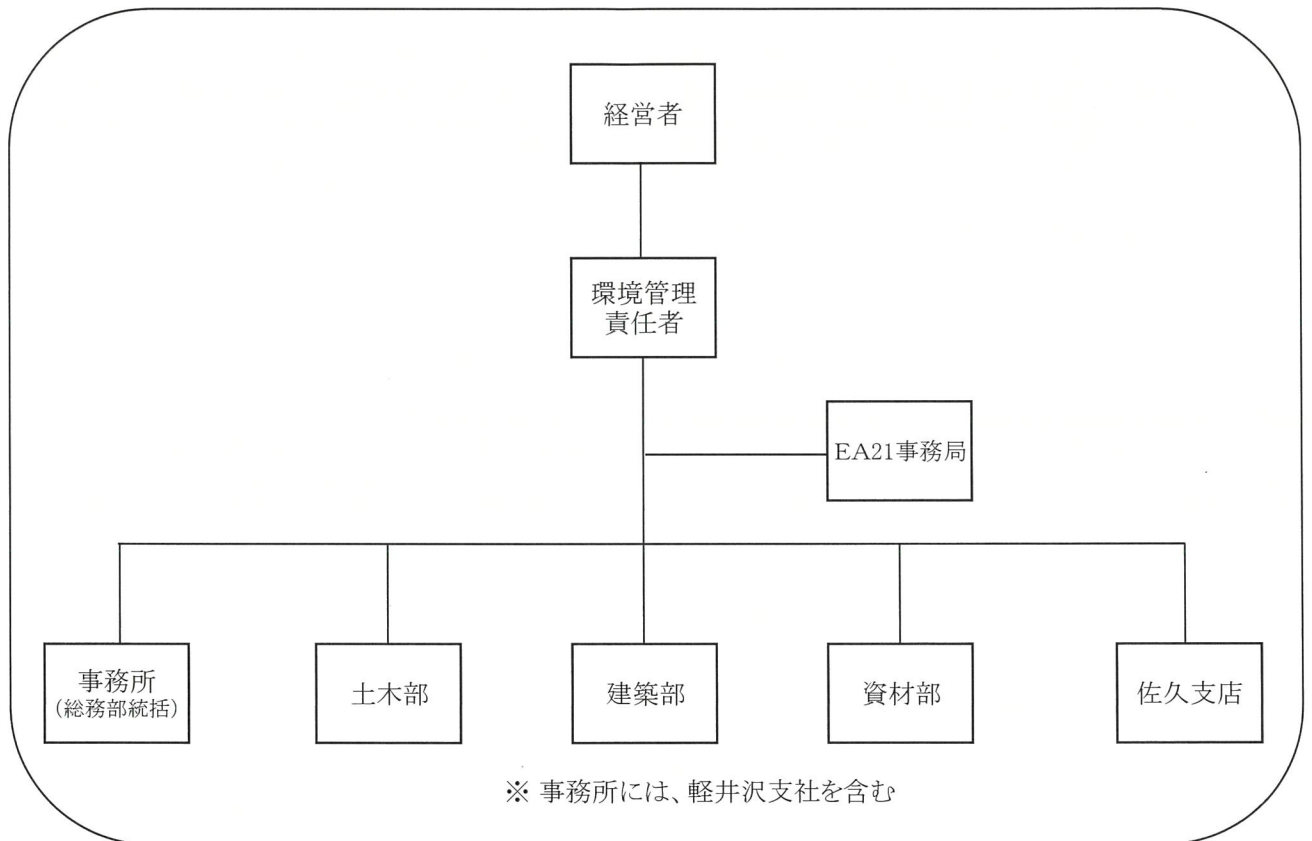
設立	昭和22年(創業明治42年)
資本金	4,000万円
売上高	78億33百万円 (R6年4月1日~R7年3月31日)
従業員数	125名
本社建物	RC3階建 延べ床面積 847.35㎡

7) 認証登録の範囲

全組織、全活動

実施体制

【組織図】



【実施体制における各役割の責任と権限】

職 位	主 な 責 任 と 権 限
代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の策定 ・環境目標、活動計画、環境活動レポートの承認 ・環境への取組みを適切に実行するための資源の提供 ・環境経営システムが適切に実行され、有効であるかの評価、見直し
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者に代わり、環境経営システムの確立、実行及び維持を行い、必要に応じ是正処置または予防処置を指示 ・環境目標、活動計画を策定し、社員に周知徹底 ・環境関連法規の取りまとめと遵守評価の実施 ・環境活動レポートを確認、代表者に報告
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・外部コミュニケーション窓口(苦情等の受付) ・緊急事態への対応訓練実施(作業所以外) ・環境経営システムに関する記録の管理 ・環境活動レポートの作成、公開
部門長 作業所長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境目標達成に向けた活動計画実行のための教育・訓練、指導 ・作業所における協力会社等に対するの指示、指導 ・緊急事態への対応訓練実施
全社員	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画に従い、環境目標達成のための活動

環境経営目標

取組事項		基準値	環境目標値		
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
CO ₂ 排出量の削減 (kg-co ₂)	削減目標	—	基準年比-1%	基準年比-2%	基準年比-3%
	事務所	161,716	160,099	158,482	156,865
	作業所	775,060	767,309	759,559	751,808
	合計	936,776	927,408	918,041	908,673
電気 使用量削減 (kWh)	事務所	142,318	140,895	139,472	138,048
	作業所	192,721	190,794	188,867	186,939
	合計	335,039	331,689	328,339	324,987
ガソリン 使用量削減 (ℓ)	事務所	26,754	26,486	26,219	25,951
	作業所	100,403	99,399	98,395	97,391
	合計	127,157	125,885	124,614	123,342
軽油 使用量削減 (ℓ)	事務所	11,067	10,956	10,846	10,735
	作業所	164,398	162,754	161,110	159,466
	合計	175,465	173,710	171,956	170,201
産業廃棄物のリサイクル 率(%)		—	目標 (%)	目標 (%)	目標 (%)
	作業所	93.8	100	100	100
水使用量の削減 (m ³)	削減目標	—	現状維持		
	事務所	563			
	作業所	260			
	合計	823			
スマートハウス等の提案・販売・促進に取組む	営業部	—	—	—	—

令和4年度中部電力調整後排出係数 (0.459 (kg-CO₂/KWh))

令和4年度東京電力調整後排出係数 (0.390 (kg-CO₂/KWh))

令和4年度エネブリッジ調整後排出係数 (0.663 (kg-CO₂/KWh))

環境経営計画

目 標	活 動 内 容 (手 段)		担 当 者	
二酸化炭素排出量の削減	電気使用量	冷暖房の適温運転	担当者確認・ステッカー	総務部 作業所長
		昼休み時の消灯	担当者確認・ステッカー	
		無人にする部屋の消灯	担当者確認・ステッカー	
		使用しないパソコン・プリンターの電源OFF	担当者確認・ステッカー	全 員
		クールビズ、ウォームビズの採用	夏－ノーネクタイ 冬－女性ズボン	
	ガソリン・軽油使用量	エコドライブの推進(一般車輛等)	手順書 評価シート 担当者確認	車輛・ 建設機械 使用者
		アイドリングは、必要最小限(30秒目安)		
		急発進、急加速、波状運転の禁止		
		早目のシフトアップ、遅めのシフトダウン徹底		
		エンジンブレーキを多用する		
経済速度での走行(一般道40～50km/h、高速道路80km/h)				
現場等への乗り合わせ徹底 (建設機械等)				
油圧ショベル				
クレーン その他の建設機械等				
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物	裏紙の使用(コピー、FAX受信)、両面印刷の推進	ステッカー 使用済用紙選別ボックス	全 員
		プレビュー利用による印刷ミス防止	ゴミ箱等にステッカー	
		空き缶等の分別・リサイクル徹底		
	一般廃棄物の分別徹底	担当者確認	総務部 作業所長	
	マニフェストによる管理			ゴミ箱等に明示
水の削減	産 廃	手洗い時等の無駄な流水禁止	節水ステッカー	総務部 作業所長
		洗車時の、不必要な水の垂れ流し禁止		
		食器等はまとめて洗う		
		河川水、雨水の利用	担当者確認	
法令遵守		違反・クレーム・訴訟の有無確認	クレーム受付票確認	環管責
その他		スマートハウス等を推奨する		営業部
		事務所周辺、駐車場等の緑化推進		総務部

※ 上記活動は年間を通じて実施する。

環境活動の取組結果の評価（令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3 月）、次年度の取組内容

目 標	活 動 内 容	達 成 状 況				評 価
二酸化炭素排出量の削減	二酸化炭素量		目 標 (kg/CO2)	実 績 (kg/CO2)	事務所は若干増。 (電気の排出係数増の為(エネブリッジ)) 作業所は増。	
		事務所	160,099	163,293		
		作業所	767,309	900,806		
		総使用量	927,408	1,064,099		
		達成率(全社)	87.2%			
	電気使用量	冷暖房の適温運転		目 標 (kwh)	実 績 (kwh)	事務所は減。 作業所は増。(大型工事増)
		昼休み時の消灯	事務所	140,895	135,705	
		無人にする部屋の消灯	作業所	190,794	258,589	
		使用しないパソコン・プリンターの電源OFF	総使用量	331,689	394,294	
		クールビズ、ウォームビズの採用	達成率(全社)	84.1%		
	ガソリン・軽油使用量	エコドライブの推進(一般車輛等)		目 標 (ℓ)	実 績 (ℓ)	事務所は減。 作業所は増。(遠方の現場増)
		アイドリングは、必要最小限(30秒目安)	事務所	26,486	24,812	
		急発進、急加速、波状運転の禁止	作業所	99,399	114,140	
		早目のシフトアップ、遅めのシフトダウン徹底	総使用量	125,885	138,952	
		エンジンブレーキを多用する	達成率(全社)	90.6%		
ガソリン・軽油使用量	経済速度での走行(一般道40～50km/h、高速道路80km/h)	事務所(灯油)	10,956	7,971	事務所は減。 作業所は増。(工事の工種により増)	
	現場等への乗り合わせ徹底 (建設機械等)	作業所	162,754	182,247		
	油圧ショベル・クレーン・その他の建設機械	総使用量	173,710	190,218		
		達成率(全社)	91.3%			
リサイクル	産業廃棄物の分別徹底	リサイクル率	目 標 (リサイクル率)	実 績 (リサイクル率)	若干未達成。	
		作業所	100	96		
		達成率	95.6%			
水の削減	手洗い時等の無駄な流水禁止		目 標 (m³)	実 績 (m³)	事務所、作業所ともに減。	
	洗車時の、不必要な水の垂れ流し禁止	事務所	563	551		
	食器等はまとめて洗う	作業所	260	223		
	河川水、雨水の利用	総使用量	823	774		
		達成率(全社)	106.3%			
法令遵守	違反・クレーム・訴訟の有無確認	環境関連法規制等は遵守。				
その他	スマートハウス等を推奨する	具体的な数値目標の設定なし				スマートハウスの施工実績は昨年26戸今年度9戸。
	事務所周辺、駐車場等の緑化推進					緑化推進は引続き実施中。

* 原則として、毎年5月に作成し、必要があれば是正・予防処置へ展開する(その他必要に応じて作成)

* 軽油 → 事務所は灯油に読み替える

VI-2. 次年度の取組内容

取組項目	対 応 等
二酸化炭素排出量削減	工事内容によるが、現場に応じた活動を考慮する。省エネ運転を再徹底する。自動車の更新時期に電気自動車等の導入。
廃棄物の排出抑制	作業所については工事内容・工事量で増減があるが、分別を引続き徹底。
水使用量の削減	引続き徹底。
エコ製品の購入販売促進等	<ul style="list-style-type: none">・ スマートハウス(太陽光、ガス発電、OM)は引合いを頂いたお客様全てに提案する。・ スマートハウス施工率は昨年度実績 15%(20戸中3戸)の半数以上を目指す。・ 現場毎に、工法等を考慮していく。

取組状況

消火訓練



消火訓練



清掃ボランティア



消火訓練



緑化推進



緑化推進



【環境関連法規】

環境管理責任者	EA21 事務局
令和 7 年 4 月 23 日	令和 7 年 4 月 23 日
	



- 当社に関連する主な環境関連法規等は以下のとおり。

環境関連法規等一覧表（遵守評価）

環境法規制等の名称		遵守事項	対応	遵守評価
1	廃棄物処理法	・一般廃棄物及び産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の管理、排出委託、報告	・委託先の許可有効期限確認 ・委託契約内容確認 ・マニフェストの管理 ・特別産業廃棄物管理責任者の選出 ・廃棄物置場の適正表示 ・多量排出事業者報告 ・マニフェスト交付状況報告書	○
2	建設リサイクル法	・分別、再資源化、再生資源の使用、届出	・マニフェストの管理 ・委託契約内容確認 ・産業廃棄物3R 実践協定	○
3	建設副産物適正処理推進要綱	・再生資源利用計画書(実施書)の作成	・周知徹底の確認 ・記録の確認	○
4	排出ガス対策型建設機械普及促進規程	・公共工事等での排出ガス対策型機械の使用	・現場での確認	○
5	騒音規制法	・適用指定地域での届出 ・85 デシベル以下	・騒音測定 ・低騒音機械の使用 ・作業時間帯の配慮	—
6	振動規制法	・適用指定地域での届出 ・75 デシベル以下	・振動測定 ・低振動機械の使用 ・作業時間帯の配慮	—
7	悪臭防止法	・規制地域での臭気指数の基準順守	・悪臭発生鯨飲物の償却、現場処理をしない ・悪臭削減剤の使用等	—
8	河川法	・届出	・沈砂池等設備の設置、監視	—
9	景観法 (長野県景観条例)	・行為及び規模に応じた届出	・条例の確認	○
10	建築基準法	・石綿含有建材等の使用禁止 ・ホルムアルデヒド等に関する規制	・仕様書の確認 ・現場での確認	○
11	フロン排出抑制法	・対象機器漏えい点検 ・解体工事時のフロンの回収	・3ヶ月ごとの簡易点検 ・フロン類回収証明書	○
12	建築物省エネ法	・届出	・300㎡以上の一般住宅 ・2000㎡以上のオフィスビル等	—

令和 7 年 4 月 23 日現在、環境関連法規に違反がないことを確認しました。
 関係当局からの、違反・訴訟に関する指摘、工事現場における苦情は、過去 3 年間ありません。
 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までクレームの受付はありませんでした。
 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までは是正・予防措置はありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し・指示

マネジメント・レビュー記録		経営者	環境管理責任者									
日 時	令和 7 年 6 月 23 日 (月)											
情報項目	1. エコアクション 21 システムの構築状況 2. システムの運用状況 3. 環境目標達成状況と環境活動計画の実施状況 4. 内部環境監査の結果 5. その他(環境管理責任者の意見等)											
評価内容	1. 環境経営システムが有効に機能しているか 2. 環境への取組は適切に実施されているか											
社長の評価結果 (全体の取組評価)	<p>今年度、産廃排出量については、大型解体工事が 2 件あり、総量自体は増えたが、再資源化率への変更により、リサイクルが出来ていることが推察できる。しかしながら、焼却に回るゴミもある為、100%は難しいかと考える。また、事務所内のスペースの確保を進めたため、使わない商品カタログを排出したこともあり、リサイクル出来ないごみの数量は同様の理由で増えてしまった。</p> <p>工事部門においては遠隔地の仕事が多いことによるガソリンや軽油の使用量の増加、これらの工事は大型工事が多く、また、電気の使用量や二酸化炭素排出量も増加する傾向にある。</p> <p>これらの対策としては、乗り合いで現場へ向かう、燃費の良い新しい車に変更する、燃費の良い重機への入替など、出来ることから適宜実行するよう指導していく。</p>											
EMSの変更の 必要性の判断	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">① 環境経営方針</td> <td style="width: 33%;">必要</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(不要)</td> </tr> <tr> <td>② 環境経営目標</td> <td>必要</td> <td style="text-align: center;">(不要)</td> </tr> <tr> <td>③ 実施体制</td> <td style="text-align: center;">(必要)</td> <td>不要</td> </tr> </table>			① 環境経営方針	必要	(不要)	② 環境経営目標	必要	(不要)	③ 実施体制	(必要)	不要
① 環境経営方針	必要	(不要)										
② 環境経営目標	必要	(不要)										
③ 実施体制	(必要)	不要										
環境管理責任者 への見直しを指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃費の良い車両や重機の購入、エコ運転・乗り合いを推進すること ・ スマートハウス物件を増やすこと ・ 自家発電設備購入をさらに検討すること <p style="text-align: center;">次年度から山梨事務所を対象範囲から除外する。(冬期間閉鎖の為)</p>											